

公立大学法人高崎経済大学  
平成30年度業務実績に関する評価結果

令和元年12月

高崎市公立大学法人評価委員会

## 目 次

1	評価方法 .....	1
2	全体評価 .....	2
3	項目別評価 .....	3
	I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 .....	3
	II 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置 .....	3
	III 地域・社会貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置 .....	4
	IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 .....	4
	V 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 .....	5
	VI 自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 .....	5
	VII その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 .....	5

## 1 評価方法

高崎市公立大学法人評価委員会は、地方独立行政法人法第78条の2第1項の規定に基づき、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）より提出された「平成30年度業務実績報告書」（以下「業務実績報告書」という。）をもとに、平成30事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して業務実績を評定した。

### （1）評価にあたっての基本的な考え方

- ① 評価を通じて、法人の教育研究、地域・社会貢献及び運営の状況等を分かりやすく示し、市民への説明責任を果たしていくものとする。
- ② 法人の教育研究、学生支援や運営についての工夫や特色ある取り組みを積極的に評価するものとする。
- ③ 次期中期目標・中期計画、法人の組織及び運営の見直しの検討に資するものとする。

### （2）評価方法

評価は、「全体評価」及び「項目別評価」により行った。

- ① 「全体評価」は、平成30年度の業務実績を総合的な評定を付して行うものとした。この場合、平成30事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行うこととした。  
また、必要がある場合は、業務運営の改善その他の勧告を行うこととした。
- ② 「項目別評価」は、法人の自己評価による年度計画の実施状況の評価指標を参考に、7つの大項目ごとに法人の意見を聴取しながら評価した。

## 2 全体評価

### (1) 総評

平成30年度は、第2期中期目標期間の2年目となり、初年度の実績及び課題等を踏まえ、目標達成に向けた取り組みを着実に推進していく必要がある。

業務実績報告書によると、全評価項目の95%が「年度計画を十分に実施している」という指標を示しており、その内、15%は年度計画を上回った実施状況であり、概ね年度計画は達成できているものと評価する。

また、取り組みの中には、経済学部国際学科をはじめとした海外研修プログラムや英語による講義の実施のほか、地域政策学部でのコミュニティーサイエンスプログラムの策定など、大学の強みや特色を打ち出したものが多く見られ、今後も大学の価値及び魅力向上に資する取り組みが積極的に推進されることが期待される。

一方で、年度計画を十分には実施していない項目が5%との指標を示しているが、このことについては、次年度以降の改善や方策を求めるものである。

このほか、アンケート調査等により学生のニーズの把握に努め、その上で施設の改善や現行制度の見直しを行うなど、学生に寄り添った環境整備が図られており、このような学生をきめ細かにサポートする体制が大学の雰囲気をも明るく良いものにしていく要因の一つと思われる。

結びに、業務実績報告書及び財務諸表から見て、法人運営が円滑かつ適正に行われており、大学における様々な取り組みの成果の表れと評価している。今後とも、理事長及び学長のリーダーシップの下、グローバル化やテクノロジーの進展といった社会環境の変化に対応しつつ、第2期中期目標の確実な達成に向け、教職員が一丸となって、柔軟で機能的な法人運営に努めていただくよう要望して、全体評価とする。

### (2) 評価結果

平成30年度の年度計画については、法人が行った自己評価のとおり概ね達成できており、大きな問題は見られない。

年度計画の実施状況が中期目標及び中期計画の達成に向けた指標となるが、「中期目標・中期計画の達成に向けて概ね順調に進んでいる」と評価する。

### (3) 業務運営の改善等を要する事項

業務運営は適切に実施されており、特に改善その他の勧告を要する事項はない。

### 3 項目別評価

#### I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

平成30年度より経済学部国際学科が本格的にスタートし、英語による専門講義の実施や海外研修プログラムの充実が図られるとともに、地域政策学部においても調査分析能力やファシリテーション能力の育成に特化した新しいカリキュラムを策定するなど、それぞれの学部学科の特色を活かし、エキスパートの育成に向けた教育プログラムの作成を行っており、高く評価できる。

また、これらの専門教育の土台となる基礎教育が重要となるが、経済学部・地域政策学部共通の教育内容を一元化する取り組みを推進するとともに、クラス編成の少人数化や特命教員の配置等によるサポート体制の充実が図られていることは、基礎教育の質の向上及び学生の主体的な学修に資するものと評価する。なお、基礎教育の内容に関しては、知識、技能の習得に限らず、実社会で必要となるコミュニケーション力や創造力といった人間力を育成する視点を取り入れることも検討していただきたい。

今後もカリキュラム等の不断の点検・見直しを行い、学生が効率的に到達目標を達成できるよう質の高い教育を提供し、高崎経済大学が育成しようとする人材像が備えるべき能力が着実に高められることを期待する。

#### II 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

自主的学修支援に関しては、図書館の利用環境の見直しや無線LANサービスの拡充、officeソフトの無償提供等、学内の教育環境及び学生の利便性の向上が図られている。

経済的支援に関しては、学生が積極的に参加している課外活動等を支援する奨学奨励費の支給基準見直しや授業料減免制度における申請期間の延長及び周知方法の工夫等により、制度利用者の拡充が図られている。

このように、学生が施設や制度をより利用しやすくなるよう、学生の声を聴きニーズを捉えながら、見直しや工夫に努めていることは高く評価できる。

また、キャリア支援に関しては、キャリア形成年次ピラミッドに基づき、学生が社会に向けて確かな一歩を踏み出せるように、実践的な取り組みを通して各学年に応じて切れ目のない様々な支援を徹底していることは、大いに評価できる。

学生支援の充実は、大学選びの大きなポイントとなる。学生が安心して修学でき、その先のキャリアを積み重ねていけるよう、学生へのきめ細かな支援体制の一層の充実に努めていただきたい。

### Ⅲ 地域・社会貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

地域・社会貢献に関しては、高崎市や高崎商工会議所との連携により、地域社会に立脚した地域社会に貢献できる実践的な研究を行うとともに、市民の文化拠点として親しまれた「c a f e あすなろ」を学生により復活させ、学生が主体となって企画・運営を行うことにより、地域や文化活動に貢献するほか、市民が直接大学教員から学ぶことができる「あすなろ市民ゼミ」を開講するなど、教員及び学生が自らまちに出て市民との結節点となるべく活動がなされている。

また、学生ボランティア活動支援室が開設され、支援体制が整備されたことにより、高崎経済大学らしい地域・社会貢献活動が活性化することが期待される。

国際化に関しては、海外語学研修プログラムのほか海外フィールドワークや海外ボランティアの派遣など、海外での学修が着実に実施されていることに伴い、12カ国14校との海外提携校の更なる拡大に努め、学生・教職員交流の促進が図られる環境整備を進めていただきたい。

社会人教育の充実に関しては、大学院改革の基本方向に関する検討委員会を設置し、全国的な課題となっている大学院の収容定員未充足解消に向け動き出している。社会人が大学で学びやすい環境を整備することにより、地域・社会との関係が密接になるものと期待される。

このほか、少子化により全国的に18歳人口の減少が見られる中、オープンキャンパスや積極的な広報活動を引き続き実施し、学生獲得に努めていただきたい。

### Ⅳ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

平成30年度実施入学試験からWeb出願システムを導入し、入学手続き等の効率的な事務運営が可能になった。次年度以降も入学事務のみならず、業務の合理化を推進していただきたい。

また、SD（スタッフ・ディベロップメント）研修内容の充実を図るため、「高崎経済大学事務職員人材育成計画」について改善を行い、外部派遣研修や海外派遣研修により業務の多様化やグローバル化の進展に対応した人材育成に取り組むなど、今後の職員一人ひとりの能力開発や資質向上が期待される。

## V 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

科学研究費助成事業への申請者増加を目指し、先進事例の情報収集や教員への説明会を実施するほか、申請に係る支援体制として申請書レビューやアドバイザー制度の導入の検討が進められており、外部資金の一層の獲得に向けた効果的な取り組みになるよう期待する。

自己収入増加の取り組みとともに、管理経費の効率的な執行や学内施設の有効な利活用についても適切な管理運営を行っていただきたい。

## VI 自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

地方独立行政法人法の改正により、法人評価結果の業務運営の改善等を要する事項について、運営への反映状況を公表することが新たに義務付けられたが、評価結果をより効果的に法人運営に活かしていただきたい。

情報発信については、ホームページは、大学の特色や魅力の発信に資する効果的なデザインやページ構成で、常に最新情報を掲載し、必要な情報を入手しやすいものとするとともに、SNS等の新たな情報ツールの活用を検討する等、情報発信の強化が求められる。

地域・社会のニーズを受け止めつつ、大学が特色のある教育研究や大学運営を展開していく中で、学生や社会に対してより一層説明責任を果たしながら、開かれた大学運営を行っていただきたい。

## VII その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

老朽化した文化サークル棟及び音楽サークル棟の代替施設として「新文化サークル棟」の建設に着手した。また、既存の施設や設備、システム等に関しても、適正に更新・更改がなされており、業務運営がスムーズに行われていると評価できる。今後も、中長期的な視点で、計画的な整備・更新に努めるとともに、既存施設の効果的な活用を図るなど、ランニングコスト削減に取り組んでいただきたい。

今後も学生や教職員が安全で快適な環境の中で、教育活動や業務に専念できるよう、計画的な施設整備や維持管理のほか、コンプライアンスの強化やハラスメントの防止等を継続的に推進し、より一層環境の良化が図られるよう努めていただきたい。

さらに、教育研究の推進・学生生活及びキャリア支援のため、後援会や同窓会との連携強化を期待する。